

平成 25 年度（2013 年度）第 1 回吹田市交流活動館運営審議会議事録

1 日 時 平成 25 年 10 月 28 日（水）午前 10 時～午前 11 時 20 分

2 場 所 吹田市交流活動館 1 階研修室

3 出席者 <審議会委員>

的場智子委員、嶋田和弘委員、 村下清委員、 藤原修身委員、 前田都委員
藤原俊介委員、 久堀求委員、 山崎禎子委員

<事務局職員>

木野内幸弘(人権文化部長) 、原山葉子(人権文化部次長兼男女共同参画室長)、
横山尚明(人権文化部人権平和室室長)、 早瀬健次郎(人権文化部人権平和室参事)
森本茂(吹田市交流活動館館長) 、吉岡宏一郎(吹田市交流活動館館長代理) 、
板津友哉(吹田市交流活動館係員)

西田八重子(吹田市交流活動館非常勤職員) 、三星美登恵(吹田市交流活動館非常勤職員)
瀬川久美子(吹田市交流活動館非常勤職員)

4 傍聴者 なし

5 会議概要

1. 開会
2. 委員長及び副委員長の選出
3. 交流活動館について
4. 平成 24 年度(2012 年度)利用・事業報告
5. 平成 25 年度(2013 年度)交流活動館の事業計画について
6. その他

開 会

事務局 本日はお忙しいところ審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成 25 年度第 1 回交流活動館運営審議会を開会いたします。

《部長あいさつ》

《各委員の自己紹介》

《事務局紹介》

《資料の確認》

《委員長、副委員長の選任》

委員長に A 委員、副委員長に B 委員（議案第 1）

A 委員長、B 副委員長あいさつ

《傍聴希望者の確認》

傍聴希望者なし

議案の審議開始

A 委員長 では、案件の審議につきましてよろしくお願いいいたします。議案第 2、「交流活動館について」事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資料の 1 ページをご覧ください。設置目的につきまして当館は、基本的人権の尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進をめざし、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的として設置されております。

当館は社会福祉事業法第 2 条 6 項、社会福祉事業に掲げる隣保館としての役割を担うために昭和 46 年(1971 年)に吹田市立解放会館として同和問題の解決、地域の経済的、教育的自立を目指して設立されております。その後、平成 11 年(1999 年)の社会福祉事業法から社会福祉法へ改正、平成 13 年(2001 年)度末での同和対策特別措置法の終了、平成 14 年(2002 年)の隣保館設置運営要項の厚生労働事務次官通知によりまして平成 14 年(2002 年)からは交流活動館に変更しまして現在に至っております。施設の概要とし

ましては、鉄筋コンクリート造 3 階建、敷地面積 2190.7 m²、建築面積 723 m²、延床面積 1862.5 m²となっております。開館時間につきましては、平日は午前 9 時から午後 10 時までであり、土曜日は午前 9 時から午後 5 時まで、休館日は日曜日及び祝日、年末年始にあたる 12 月 29 日から 1 月 3 日までとなっております。職員体制としましては館長 1 名、館長代理 1 名、係員 1 名、非常勤職員（庶務担当）2 名、（事業担当）2 名、合計 7 名体制となっております。事業といたしましては、人権、福祉、文化学習等に係る市民の多様な地域活動の場として、次に掲げる事業を行っています。(1)人権に係る相談、啓発並びに調査及び研究に関する事。 (2)生活福祉の向上及び自立支援のための相談に関する事。 (3)市民交流の促進及び生涯学習に関する事。 (4)地域福祉の促進に関する事 (5)関係行政機関及び団体との連絡調整に関する事。 (6)その他市長が必要と認める事。

となっております。

当館の設置に至る経緯につきましては同和地区に端を発する、岸部地域の経済、環境、福祉、教育問題等によるところが大きな意味がございますので、この件について、地元で長年にわたって取組まれてきた事柄や背景を、D 委員にお話ししていただきたいと思っております。

A 委員長

D 委員お願いします。

D 委員

私から説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。主に 1 枚目、2 枚目、3 枚目について説明させていただきます。まず、1 枚目の資料に年表を書かせていただいております。取り分け、赤文字の部分については重要な部分だという認識で書かせていただきました。明治維新から昭和 20 年(1945 年)の第二次世界大戦終結までを前段とし、それ以後と二段階に分けて説明します。明治維新によってあるいは太政官布告 61 号(身分制廃止)によって本来は制度上、差別は存在しないという日本の近代化のスタートだった訳ですが、実際には封建的身分階層構造のまま、終戦まで至ってきたのが実態であります。取り分け、大正時代の米価の高騰によって、当時の貧困層、特に農民の中から米騒動といわれる事件が起きました。合わせて人権問題の観点からは、部落大衆が非常に低位な状況に置かれているという中で、自主的な解放運動を進めていくという動きも並行して起きました。この大正から昭和 20 年(1945 年)の間は、みなさんもお存じのとおり日本は財閥企業によって資源の確保を海外に求めるという覇権主義的な、あるいは軍国主義的な状況であり、非常に人権が抑圧された時代ではなかったかと考えています。その中で大正 11 年(1922 年)に京都の岡崎公会堂において部落(同和地区)の若者からお年寄りまでが集まって、全国水平社創立大会が開催されました。これは水平社宣言等によって、よく御存じだと思います。取り

分け水平社宣言は、国連で世界に名立たる、崇高なる人権宣言であると、位置づけられております。この時代は軍国主義によって民主化が阻まれる中で、部落大衆が自主的な運動を立ち上げたという時代です。米騒動以降、水平社宣言に基づく水平運動の中で、個人糾弾的な闘争が行われたということで、反発も非常に大きかった。軍国主義化の進む中で、特に人権が圧迫され、大きく民主化が阻まれ、私たち庶民は非常に苦しい思いをした時代ではなかったかと考えます。

昭和 20 年(1945 年)に終戦を迎えるわけですが、それと同時に日本には新憲法が制定されて、教育基本法、並びに労働基本法が同時に施行されました。このことによって日本は民主国家のスタートを切ったわけではありますが、この地域においては、現在も建っております岸部第二小学校、第二中学校が建設されました。そのことについて非常に大きな差別事象が惹起されました。「あんなところを通って通学するのは、けしからん。」という、よその地域からの非難もありました。反対運動も起こりました。と同時に、昭和 25 年(1950 年)に社会福祉事業法が制定されたわけですが、前後して京都でオールロマンス事件というのが発生しました。ここで一変、同和問題の解決の方向性といったものが見出されます。このオールロマンス事件と言いますのは京都の部落において、当時オールロマンスという本にその時のいきさつが載っております。その結果として、当時の警察署長でありますとか、消防署長を前にして、部落大衆が、この地域に消防車が入るのか、犯罪防止のためにどういう措置がこうじられてるのか、この地域の子供の教育はどうなっているのか、といった鋭い追及を行い、京都市がこれは行政に責任であると認めた事象であります。その事を契機に、大阪において大阪府同和事業促進協議会が設立されます。これが昭和 26 年(1951 年)であります。合わせて戦後生まれました部落解放委員会が、この事件を契機に運動転化を図ります。それまでの個人糾弾的な運動から、みんなが手をつながなければいけない、ということで行政の責任は行政でやっていこう、我々は我々で戦わなければならないという意志のもと、運動が始まります。ときは、まさに高度成長の入り口です。昭和 28 年(1953 年)にテレビ放送が開始され昭和 30 年(1955 年)神武景気の入り口に差しかかり、集団就職列車が全国から若者たちを、西日本では大阪を中心に運び込む、という時代であります。大きく政策、運動も含めて転換させた事件が労働争議と教育闘争であります。これが昭和 35 年(1960 年)頃全国的に高まりました。労働争議につきましては的場先生がいらっしゃいますので、歴史的問題は申し上げますが、日本国内がオリンピックを目指して、高速道路の建設を目指して、あるいは新幹線開通を目指して物質的に非常に発展した時代であります。合わせて裏側で、有名人の子息たちが誘拐され殺害されるような悲しい事件も相次いで発生しました。政府は、それらを抑えるために所得倍増政策を打出しました。昭和 35 年(1960 年)にそういう社会情勢の中で、内閣同和对策審議会の法案が通り審議会が設置されました。ここで、5 年間に及ぶ審議の結

果、昭和 40 年(1965 年)に同和対策審議会答申が出されたわけであり、ここから初めて、日本が最底辺と言われた部落問題に、正面から向かう答申が出来上がったわけです。この答申をうけて昭和 44 年(1969 年)に事業法、同和対策事業特別措置法、後に、地域改善対策特別措置法と地域改善対策特定事業法に変わるわけですが、この経過はまた後程、説明させていただきます。この同和対策審議会答申の内容についてであります。2 枚目に集約したものを載せています。読んでいただいたらわかると思います。明治初めの、太政官布告 61 号によって差別は無くなるべき問題だったわけですが、封建社会の身分階層構造のまま同和地区は、その最底辺として見過ごされてきた。そして大正時代に米騒動の勃発とともに、生まれた自主的解放運動があります。昭和 20 年(1945 年)頃まで日本は、家父長的な家族関係、家柄や格式、風習、身分の上下といった問題に基づき、支配構造が定着していたのは、みなさんご記憶に新しいと思います。また精神文化的なものにおきましても、非合理的な偏見や、前近代的な意識によって特異の精神風土と民族的性格を形成していたわけであり、このような社会、経済、文化体制が同和問題の存続と部落差別を支えたと言わざるをえなかったのではないかと思います。とりわけこの答申の大きな柱としては 3 枚目に載せています。これは答申の中の規定でありますので、私がちょっとわかりやすくしたのですが、答申の前文に載せられております。中身としては同和問題と言うのは心理的差別と実態的差別に分けられる。この心理的差別が作用することによって実態的差別が発生し、実態的差別がまた、心理的差別を呼び起こすという循環構造になって、これを断ち切らなければならないというのが一点、中身としては職業選択の自由であるとか教育の機会均等であるとか居住移転の選択であるとか結婚の自由等であります。もう一点は、一番大きな柱として部落大衆が主要産業の生産過程から疎外され、職業として非常に低位な賤業とされる雑業に従事させられ、この低位な社会的地位が、固定しつつあるという規定をされております。これを無くすには一番下段にあります、住民の就職と教育の機会均等を完全に保証しなければならない。無年金の問題や、高い生活保護費比率の問題等、多々あったわけですが、経済的自立が必要不可欠であるということの中で、主要な生産関係の導入を図らなければならないということが、答申の主旨として書かれております。それに基づいて昭和 44 年(1969 年)に同和対策事業特別措置法が制定されたわけで、いわゆる 4 分の 3 国家補助、2 割自治 8 割補助といわれるものによって、当地域に環境改善及び、個人給付的事業によって、様々な事業がなされてきたところであり、そしてそれは先ほども申しました地域改善対策特別措置法とか、昭和 62 年(1987 年)の地域改善対策特定事業法に変わってまいります。同和地区だけが良くなるのではなく周辺地域の含めた地域改善が必要である。というのがこの特別措置法とか特定事業法の骨子であります。平成 14 年(2002 年)に同和対策事業特別措置法あるいは、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事

業法が終結するにあたっての、厚生労働省の事務次官通達がお手元の資料にあるはずですので、ご覧ください。振り返りますと、昭和44年(1969年)に特別措置法が制定されて46年(1971年)にこの解放会館、すなわち現在の交流活動館が設立されたわけではありますが、この時に、当地域の街づくり基本方針が、吹田市との間に締結されております。なぜこの交流活動館が必要であったかですが、先ほども申しあげたように、明治・大正・昭和の部落大衆が低位な状況に置かれる中で、学校にも行けない、職業も皮革産業が地域で9割を占め、且つ家庭内産業として細々と生活している、住宅も非常に貧困な状態で、環境も非常に悪い。あるいは主要生産産業から除外されていると同時に行政外の行政として位置づけられ、下水あるいは水道、住宅といったものが、劣悪な環境の中におかれていたということです。これらの解決のために地域の改善と同時に、教育的見地から、地域の子供の教育を保証するというのが、私たちの当初の小さな目標だった訳ですが、やはり教育というのは学校教育の中で子供たちに保障されるべきものということで、現在の岸部第一小学校、あるいは岸部第二小学校、あるいは第二中学校の建設を同和対策予算を使ってやっていただきました。これは、私たち部落住民が味わってきたつらい、苦しい社会の低位置に置かれる部分を、解決すると同時にすべての子供に教育を受ける権利を保障していこうとすることで、岸部第一小学校においては35人学級の実現、吹田市内全公立小中学校域における、教科書の無償配布運動を保護者、教育労働者、あるいは学校の先生方と一緒に取り組んできたところでもあります。そういった中で平成14年(2002年)の事業法の終焉を迎えるにあたって、これまで私たちが取組んでいなかった相談事業であるとか、人権課題解決のための取り組みをやっていくということで進めているわけですが、今後は部落問題だけではなく、もっと広く女性問題、障がい者問題、高齢者問題、在日外国人問題、民族問題等さまざまな人権課題への取り組み、発信が期待されるのではないかと、考えております。資料の最後につけておりますのは、吹田市きしべ人権協会が取り組んでいる主だった事業を載せていますのでお時間がありましたらお読みください。以上ですがよろしいですか。

A 委員長

何かご質問等ございませんか。

ないようでしたら、続きまして議案第3、平成24年度年間利用状況、事業報告について事務局の説明を求めます。

事務局

全体の事業予算について説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。(資料P2~3を読みあげ)

次に事業について説明いたします。

平成24年(2012年)度交流活動館事業一覧となっております。いずれも平成14年(2002

年)に同和対策事業が終了し、社会福祉事業法が社会福祉法に改題した際に、出された厚生労働省事務次官通知に基づく隣保館設置運営要綱の基本事業及び、当館条例に基づく事業となっております。(資料P4～P7を読みあげ)

A 委員長 それでは、ただいまの説明について何かございませんでしょうか。

A 委員長 生活相談事業は、きしべ地域人権協会に委託されていますが、相談場所は交流活動館ですか。

D 委員 はい。交流活動館を中心にしていますが、最近では出張相談で外へ出ていくことが半分近くあります。もちろん拠点はこちらです。

A 委員長 対応されている案件が多いですがスタッフは何名ですか。

D 委員 総合生活相談は4名です。

A 委員長 人権ケースワーク事業は何名ですか。

D 委員 非常勤職員を入れて3名です。

A 委員長 大変忙しいのではないですか。

D 委員 それ以外に吹田市から就労支援事業の委託を受けていますので忙しいのは忙しいです。数字では午前9時から午後5時で表れていますが、実際は時間内では終わらないことが多いと思います。

A 委員長 F委員、何か質問無いですか。
すごく多忙な日々を送ってらっしゃるのですが。

F 委員 そうですね。とてもじゃないけど午前9時から午後5時までのなかでは収まりきらないですね。労働の量がかなり多いと察します。教養文化事業にしても全部で11ほどありますね。それ以外にも関連してつながっているものも、いろいろあると思います。全体的に非常にハードな状態でやっておられることが推察できました。

A 委員長 他にご意見はありますか

B 副委員長 私も府内全域を見たわけではありませんが、活発に活動しているところもあればそうでないところもあり、交流活動館はたくさんの事業をされている印象を受けました。中でも相談事業が中心事業であると思いますが、例えば最近の事案というものが非常に難しいと言いますか、問題がたくさんあるのかなと思いますが、資料にあります関係機関連絡調整及び、在宅保健医療福祉サービス調整会議とはどのようなものですか。

D 委員 時間いただいてよろしいですか。
相談事業と言いましても数字に表れてない部分が一点あります。たとえば登校渋りといわれる問題、当地域でも2名おります。朝7時30分に起こして学校に行かせるといった事もあります。もう一つは子どもが病気の場合は、学校への相談といった形なのですが、お父さんあるいはお母さんが病気で子供が病院について行かないとあかんといった場合、子どもはどうすればよいのか、子どもの教育を受ける権利が親のことで無くなったらいけませんので、そういった場合は吹田市に支援策をお願いするか、細かいことですが、そのような方法でやっています。もう一つは、最近増えてきた、そううつ症、うつ病、これは突発的に起こります。例えば夜中に「急に暴れ始めたのですぐ来てください。」と言われるんですが、こういった問題も吹田警察署であるとか、夜間ですので子ども家庭センターは開いておりません。大阪府の女性センターへ吹田警察署から連携を取っていただき、対応する形になります。それ以外は障がい福祉室の職員や、障がい者がお世話になっている作業所の施設長に協力いただいて、指導をいただくかたちになっています。

B 副委員長 男女共同参画センターや警察など、いろいろ関係機関があるわけで、おそらく顔の見える関係になっていると思いますが、定期的な会議など、何かやっていることはありますか

D 委員 はい。たとえば子どもの問題では、学校でのケース会議などに切り替えてもらいます。ただ輻輳(ふくそう)する問題があり、家庭内暴力によって子どもたちが学校に行けない、親元から逃げて、行くところがないから身寄りを頼って京都まで行ったというような事案もございます。こういった場合は京都の子ども家庭センターであるとか社会福祉協議会と連携しながら対応していくということを、吹田市にお願いしています。

ただ一番しんどいのは、学校からいきますと教育センター関連の事案です。ここからどう方針づけるのか、光の森に行くのか、学びの森に行くのか、家庭だけの問題になるのかですが、子ども家庭センターに行くとそれ以後、私たちの前から消えます。

これから先は、我々には見えません。ですからここは大阪府に考えていただきたい点だと思います。

A 委員長 他に何か、ご質問はありませんか。E 委員いかがですか。

E 委員 世の中全体が大変なとき、とりわけ子どもは、いろいろな苦勞を背負って生きている。子どもが、困った時に「大人に相談したらいいんだ。」ということを感じさせてあげないと。お母さんがうつで、目が離せないから学校に行かないといった子供が増えてきてる。家庭内暴力もあるし、先生方も忙しくて目が届かない中で、地域で相談事業をされてるのは、子どもたちにとって幸せなことだし、こういう施設がたくさんあれば、「ちょっと困っているんだけど・・・。」といったような・・・

昔のような人とのつながりが、今全くない状況で子供が孤立していくのでD 委員、とても大変で時間的にも制約されると思いますが頑張ってください。

A 委員長 本当にすごい業務をされているんだなど、頭が下がります。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

続いて議案第4、平成25年度事業計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 ≪P8を読みあげ≫

A 委員長 それではただ今の説明につきまして、何かございませんでしょうか。

D 委員 最後に私から、平成14年(2002年)の事務次官通達の柱というのは人権と福祉、交流もう一つは相談、この4点です。これらは私たちあるいは交流活動館のみできるものではありません。本日お集まりの委員すべての方の知恵とご協力をいただかないと、先ほど館長が申しました、より開かれた施設にはなり得ないだろうと考えています。貸館業務も含めて、今後も連携を密にしていければ良いかと考えています。

A 委員長 他にありませんか。せっかくですので、みんな一言ずつ発言していこうと思いますが、この事業計画も大半は終わってしまっているのですね。

事務局 12月4日～10日が人権週間ということで、資料にはありませんが、12月7日に人権講演会とフィーリングアーツコンサートを開催させていただきます。

- A 委員長 いろいろ活動されていますが片山・岸部地区以外では広報はしていないのですか。
- 事務局 広報は、市報、チラシ等を活用し全市域にしております。今後更に、館の活動内容や人権問題に対する理解への啓発につながる効果的な広報啓発活動を推進してまいります。
- A 委員長 ぜひお願いいたします。他にご意見等ありませんか。
かなり時間がありますが意見が無ければ進みます。次第の第 4、その他について事務局説明をお願いします。
- 事務局 次回の開催ですが、来年 2 月中旬ごろを予定していますが、まだ先ですので、みなさんのご都合を聞いて詰めさせていただきたいと思います。時間は今日と同じでよろしいですか。そのようにさせていただきます。よろしくをお願いします。
- A 委員長 今回は追って決定しますが、これに際して意見等がありますか。
- F 委員 たくさんのごことをこなしていらっしゃるのですが、他の人権機関の連携というのは考えていないのですか。
たとえば人権啓発事業も 10 年間継続されるということで、大阪の法務局でも人権擁護委員会がございしますが、そちらの方との連携で何をするというわけではありませんが、グッズなどの配布も啓発の一貫であると思います。予算的に問題にはならないと思いますので、どうかなと思います。
- 事務局 それも含め積極的に他の機関との連携をしていきたいと思います。
- A 委員長 他に何かありませんか。D 委員のほかに、F 委員は吹田地区人権擁護委員会委員長でもおありですので、きしべ人権協会の相談活動に協力できることもあると思いますので、連携していただければと思います。
- D 委員 ありがとうございます。
- A 委員長 他になければこれで終了いたしますがよろしいですか。
なければこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。この後、館内をご覧いただきたいという事務局の申し出により、案内していただけますので、ご参加をお願いいたします。
(終了 11 時 20 分)